○国土交通省告示第三百三十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第十六条第五項及び第七項」の次に「、第二十二条第二項第一号（別添二十「外装の技術基準」に係る部分に限る。）」を、「第九十四条第五項及び第六項」の次に「、第百条第四項第二号」を、「第百七十二条第五項及び第七項」の次に「、第百七十八条第四項第二号」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　気象庁長官　羽鳥　光彦

別表第四愛知県の項及び別表第五愛知県の項中「、幡豆郡」を削る。

附　則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

○気象庁告示第四号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象庁予報警報規程の特例を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　気象庁長官　羽鳥　光彦

平成二十三年四月一日零時から同日十三時までの間における愛知県西尾市の区域に係る気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十二条第一項に掲げる注意報及び警報については、同条第二項の規定にかかわらず、次の表の下欄に掲げる区域（沿岸の海域を含む。）に限定して行う。

名　称	区　域
西尾市	平成二十三年総務省告示第三十一号により同年四月一日から効力を生ずることとなる市町の廃置分合が行われる前（以下「合併前」という。）の愛知県西尾市の区域
一色町	合併前の愛知県幡豆郡一色町の区域
吉良町	合併前の愛知県幡豆郡吉良町の区域
幡豆町	合併前の愛知県幡豆郡幡豆町の区域

○防衛省告示第七十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年防衛省告示第二百十七号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づき土地の使用の認定をした件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　防衛大臣　北澤　俊美

三中「沖縄県国頭郡金武町字金武三五番地　金武防衛事務所」を「沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　金武防衛出張所」に改める。

○防衛省告示第七十二号

平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日　防衛大臣　北澤　俊美

第一号及び第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第６号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の２第１項及び人事院規則16―0（職員の災害補償）第17条の規定に基づき、平成２年人事院公示第８号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年３月 31 日　人事院総裁　江利川　毅

1　別表中「133」を「132」に、

平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	100

を

平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	100
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	100

に改める。

2　この決定による改正は、平成23年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成 23 年３月 31 日　人事院総裁　江利川　毅